

# 「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」における契約の保証及び前払金保証の電子化（本格運用）について

ページ番号：0002288554 更新日：2025年4月1日更新

## 県発注の「建設工事」及び「建設コンサルタント等業務委託」における保証証書の電子化（本格運用）について

保証証書の電子化については、県土木建築部発注工事における契約の保証・前払金（中間前払金含む）保証の保証証書で、令和6年6月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の提出を可能とする[試行運用](#)を行っているところです。

令和7年4月1日より「建設コンサルタント等業務委託」を追加し、契約の保証及び前払金保証の電子化を全庁で本格運用することとしたので、お知らせします（引き続き、紙媒体での提出も可能）。

なお、引き続き電子証書の発行を予定している保証機関は、保証事業会社(※)です。

また、本格運用の詳細については、年度末における[「契約約款等の改正」](#)を参照してください。

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

令和7年4月1日に、以下のファイルを添付しました（電子証書の提出方法に変更はありません）。

[電子証書の提出方法（本格運用の概要）](#) [PDFファイル/724KB]

[電子保証（本格運用）のご案内（4月1日より全庁で本格運用開始）](#) [PDFファイル/1.37MB]

令和7年4月1日の[「契約約款等の改正」](#)により、保証証書の電子化に関連する条項を追加したため、「試行運用で使用した特約条項の添付が不要」となりました。契約書等の作成時に使用する契約約款については、最新の契約約款を使用してください。

### このページに関するお問い合わせ先

#### [公共工事入札管理室](#)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
県庁舎新館7階

代表

Tel : 097-506-4527 Fax : 097-506-1834 [お問い合わせはこちら](#)